委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和1年5月24日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等			□中止
	○知事	●市区町村長等		
2. 都道府県名	福島県		執行機関名 相馬市長	
3. 市区町村名	相馬市			
4. 届出番号	5			
5. 独自利用事務の事例番号	番号 108-4		 障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務 	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	出書を公表している /ェブページのアドレス https://www.city.soma.fukushima.jp/shinososhiki/johoseisakuka/4835.html			

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立 支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省 令で定めるもの	相馬市人工透析患者通院交通費補助事業要綱による人工透析患者への通院交 通費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		相馬市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 相馬市人工透析患者通院交通費補助事業要綱による人工透析患者への通院交 通費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第1条	相馬市人工透析患者通院交通費補助事業要綱第1条

(事務の趣旨又は目的	この要綱は、 <u>腎臓機能障害者(</u> 以下「障害者」という。)が人工透析のため医療機関 へ通院することに要する交通費(以下「通院交通費」という。)を補助することにより経 済的負担の軽減を図り、これら <u>障害者の福祉の増進</u> を図ることを目的とする。
C)独自利用事務の関連規範	相馬市人工透析患者通院交通費補助事業要綱